

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
34	母子保健事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

堺市は、母子保健事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

母子保健事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報の保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関して契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

大阪府堺市長

公表日

令和7年12月12日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健事務
②事務の概要	<p>母子保健法に基づき、妊産婦や乳幼児の健康の保持・増進を図るため、健康診査や保健指導等を行う。</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①妊産婦の健康の保持・増進に関すること:妊娠届出(保健センター窓口又はサービス検索・電子申請機能での受理)や母子健康手帳交付状況、妊産婦の保健指導等に関する事項の管理。</p> <p>②新生児、乳幼児の健康の保持・増進に関すること:乳児家庭全戸訪問や新生児訪問、乳幼児健康診査、乳幼児保健指導等に関する事項の管理。</p> <p>③各乳幼児健康診査の受診案内(郵送及びマイナポータルのお知らせ機能での通知)や母子保健・育儿支援情報提供。</p> <p>④乳幼児健康診査等のデータのマイナポータルを通じた本人等への提供や市町村間等での情報連携。</p> <p>⑤本市の母子の健康づくりに資するための統計情報処理。</p>
③システムの名称	健康管理システム(母子保健)・母子保健システム・健康基本情報システム・共通基盤システム・統合利用番号連携サーバー・中間サーバー・サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健情報給付ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の70の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第95条 情報提供の根拠 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表48、71、80、95、112、155の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども青少年局子ども青少年育成部子ども育成課
②所属長の役職名	子ども育成課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	堺市 市長公室 広報戦略部 市政情報課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 TEL:072-228-7439
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
子ども青少年局子ども青少年育成部子ども育成課	

連絡先 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
TEL:072-228-7612

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクについて次のような対策を講じている。 ・局面ごとの複数人による確認 ・人為的ミスを防止するチェック項目を定めた事務処理手順の取扱担当者間の共有 ・インシデントが発生した際の原因と今後の対策の取扱担当者間の共有

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[] 十分に行っている

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]

<選択肢>

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[] 十分である

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

アクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。

・アクセスする際、ID、パスワードに加え、顔認証システムを導入している。

・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないよう厳重に管理している。

・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。

・堺市情報セキュリティポリシーなどに基づく研修を実施するなど、人的対策を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月12日	I-1 ③システムの名称	・母子保健システム・健康基本情報システム ・共通基盤システム・統合利用番号連携サーバー ・中間サーバ・サービス検索・電子申請機能	・健康管理システム(母子保健)・母子保健システム・健康基本情報システム・共通基盤システム・統合利用番号連携サーバー・中間サーバ・サービス検索・電子申請機能	事後	
令和7年12月12日	I-3	番号法第9条第1項 別表第一の49の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用 等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第40条第1号から第8号及び第11号	番号法第9条第1項 別表の70の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第40条	事後	
令和7年12月12日	I-4 ②法律上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 1. 情報提供の根拠 [別表第二]第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「妊娠の届出 に関する情報」、「健康診査に関する情報」が含まれる項(56の2項、69の2項) [主務省令]第30条第1号チ、第2号、第3号チ、第38条の3第1号から第7号 2. 情報照会の根拠 [別表第二]第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「健康診査」が含まれる項(69の2項) [主務省令]第38条の3第1号から第7号 5. 評価実施機関における担当部署	情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第95条 情報提供の根拠 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表48、71、80、95、112、155の項	事後	